

議案第 8 1 号

三田市監査委員の選任につき同意を求めることについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県神戸市中央区上筒井通 7 丁目

氏 名 たけ 竹 もと 本 まさ 昌 ひろ 弘

平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

監査委員を議員のうちから選任しないこととした三田市監査委員条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年三田市条例第 3 8 号）が平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日に施行されることに伴い、議員のうちから選任されている三田市監査委員 森本 政直氏の後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市監査委員一覧表

| 氏 名 | 選 任 年 月 日 | 任 期 満 了 年 月 日 |
|------|----------------------|----------------------|
| 島 康雄 | 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 | 平成 3 3 年 1 2 月 2 4 日 |

地方自治法

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員

のうちから監査委員を選任しないことができる。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。